

## 第2章

# リースの定義、仲介者からの未収保険料 IFRS解釈指針委員会の アジェンダ決定の概要

### この章のエッセンス

- 2023年に公表されたアジェンダ決定の影響を検討する必要がある。
- 供給者の入替え権によりリースが存在しないと顧客が結論を下すことについては、高いハードルが存在し、判断が必要となる。
- 仲介者からの未収保険料は、保険者（たとえば、保険会社）にとっては一般的な状況であり、保険者は会計方針を選択して適用する。

IFRS解釈指針委員会（以下、「委員会」という）は、新たに識別された財務報告上の論点に関連する要望書を受け取る。委員会は、その論点を基準設定アジェンダに追加するかどうかを決定する。さまざまな理

(図表10) 2023年1月以降に公表されたアジェンダ決定

タイトル	公表日(*)	内容
リースの定義—入替えの権利(IFRS 16号「リース」)	2023年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約が複数の類似した資産の使用に関するものである場合で、各資産が潜在的な独立したリース構成部分に該当するときは、契約がリースを含んでいるかどうかの評価は各資産のレベルで行う。</li> <li>・供給者が資産を入れ替える権利の行使により経済的に便益を得るのが、使用期間全体を通じてではない(すなわち、一部の期間のみである)場合は、入替えの権利は実質的ではない。</li> </ul>
仲介者からの未収保険料(IFRS17号「保険契約」およびIFRS9号「金融商品」)	2023年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者の報告日時点で、保険契約者が仲介者に保険料を現金で支払っているが、保険者は仲介者からまだ保険料を現金で受け取っていない場合、IFRS17号またはIFRS9号のいずれかを適用する。</li> </ul>
従業員に提供される住宅および住宅ローン	2023年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が従業員に企業が建設し所有している住宅を提供し、代金はその後の従業員の給与から控除する場合(法的な所有権は完済後に移転)や、企業が従業員に低金利または無利息の住宅ローンを提供する場合の会計処理が質問された。</li> <li>・幅広い影響を有するものではないとして、詳細な検討は行われなかった。</li> </ul>
デリバティブ契約に対する保証(IFRS 9号「金融商品」)	2023年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者間でのデリバティブ契約に対して第三者が保証を提供する場合について、当該保証がIFRS 9号の金融保証契約またはデリバティブのいずれの定義に該当するかどうかは質問された。</li> <li>・幅広い影響を有するものではなく、重要性がある影響を及ぼすことも見込まれないとして、詳細な検討は行われなかった。</li> </ul>

\* 公表日の前月のIFRIC Updateの補遺として公表

由から論点をアジェンダに追加することを却下する場合があるが、それ

らの理由の1つとして、IFRS会計基準の要求事項は企業が結論を下

するための適切な根拠を提供していると委員会が判断することが挙げられる。

委員会のアジェンダ決定は、IFRS会計基準の一部を構成する文書ではないが、特定の事案において想定される会計処理を明確化することが多い。したがって、企業は、委員会のアジェンダ決定の公表を受けて、会計方針の変更が要求されるかどうか、そしていつその変更を行うべきかを判断する必要がある。

図表10では、2023年12月期（または2024年3月期）決算に影響を与える可能性がある、2023年1月以降に公表されたアジェンダ決定の一覧を示している。本章ではこのうち、「リースの定義—入替えの権利」および「仲介者からの未収保険料」について解説している。なお、これらの項目は、いずれも基準設定アジェンダに追加しないことが決定されている。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、PWC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。